平成２９年（フ）第３２２１号
東京都台東区日本堤１丁目15―２―402
債務者　井上　　隆
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２２５号
東京都練馬区羽沢１丁目11―16―202
債務者　成田　未来
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２３３号
東京都足立区扇１丁目22―22―201
債務者　小山　修平
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２６２号
東京都江戸川区東篠崎１丁目７―40―507
債務者　皆川　公一
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２６３号
神奈川県川崎市多摩区宿河原１丁目20―17―202
債務者　白石　和徳
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２６４号
東京都板橋区徳丸７丁目１―１―308
債務者　小窪　樹里
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２６７号
東京都板橋区坂下３丁目12―19―307
債務者　面川　麻理
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２７４号
東京都調布市柴崎１丁目６―８　鴨志田荘２202
債務者　杉本　由美
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２７５号
東京都墨田区太平４丁目22―６―206　第２石井ビル
債務者　松田　　仁
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３４１号
東京都武蔵野市吉祥寺北町２丁目９番２号高齢者総合福祉施設吉祥寺ホーム
債務者　稲葉　キヌ
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月５日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７号
大分県中津市大字永添347番地３　フレグランス102号
債務者　早田　哲也
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月13日午後３時10分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２９号
長崎県佐世保市大塔町648番地92、前住所長崎県佐世保市若竹台町349番地
債務者　松永　幹朗
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第３３号
長崎県佐世保市高梨町19番21号　山本アパート１Ｆ、前住所長崎県佐世保市高梨町１番７号
債務者　長井久美子
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第３１６２号
東京都足立区綾瀬２丁目41―２―303
債務者　池田　隆之
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３１６３号
東京都足立区綾瀬２丁目41―２―303
債務者　池田　淳美（旧姓宮内）
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部